市営釜石ビル申込案内(随時)

入居申込みできる方

釜石市内に居住している方、職場が釜石市内にある方が対象です。

申込方法

住宅に空きが生じた都度、「広報かまいし」及び「釜石市ホームページ」にて公募します。

公募期間は、入居者が決定するまでとなっており、その期間内に(一財)岩手県建築住宅センター沿岸支所(℡0193-55-5742)にお問い合わせ下されば、公募住宅の詳細、入居申込要件の有無及びその後の申込手続等についてご説明いたします。

申込時に提出していただく書類

ア. 入居申込書(印鑑を持参願います。シャチハタ等の自動印は使用できません。)
イ. 住民票(入居を希望する方の全てが記載されたもの。)
ウ. 市町村長発行の納税証明書家族全員分(就労していない 18 歳以下の子供を除く。)
エ. 市町村長発行の課税証明書家族全員分(就労していない 18 歳以下の子供を除く。)
(法人での申し込みの場合は課税証明書ではなく、登記簿の現在事項全部証明書を提出していただきます。)

入居者の決定方法

同日に複数の方から応募があった場合には、応募者による抽選により決定します。

入居決定後の手続き

次の手続きを入居決定のあった日から入居指定日までに行なって頂きます。
期限内に手続きを終えない場合は、入居の決定が取り消しとなることがあります。

・入居請書の提出
入居名義人および緊急連絡人となる方が記入・捺印するもので、以下の書類を添付して頂きます。
(1)緊急連絡人となる方を確認できる書類
「運転免許証の写し」「健康保険証の写し」等
※緊急連絡人について
原則、市の区域内に住所を有する方を緊急連絡人とすることが望ましいですが、難しい場合はご相談ください。

・敷金の納入
決定された家賃額の 3 ヶ月分となります。
お預かりした敷金は、退去時にお返しします。ただし、未納家賃等があれば、その金額を控除した額となります。

その他

1. 盲導犬等を除き、犬や猫等、他の入居者の迷惑となるペットを飼うことは出来ません。

2. 家賃滞納が 3 ヶ月に達したときは、規定に基づき、住宅の明渡しを請求されます。

3. 入居期間は原則 3 年以内となりますが、更新することができます。